

令和4年3月25日

愛媛県森林組合連合会 行動計画

女性活躍推進法に基づき、従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り誰もが働きやすい職場環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間
2. 内 容

目 標

(区) 一般職員の年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間日数
10日以上とする。

〈 対策 〉

- 毎年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 毎年5月～ 取得しやすい環境づくりの為、各部署よりの聞き取りをする。
- 毎年6月～ 計画的な取得に向けた年間予定表の作成。
事務所内ポスター等による啓発等、取り組みの開始。
- 毎年9月～ 管理職の研修の実施